

## 平成 30 年度進学者対象

# 日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準について

大阪府立泉北高等学校

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する給付奨学生採用候補者については、各学校で推薦基準を設けて推薦選考を行うこととなっています。

本校では下記の推薦基準に基づき、進路指導部奨学金担当が推薦選考の準備を行い、校内に設置する給付奨学生採用候補者選考委員会に諮ります。選考委員会では機構から示される人数の範囲内で基準該当者を絞り込み、学校長が決済し機構に推薦を行います。

なお、(ア) (イ) についてご理解ください。

(ア) 推薦選考については各生徒、御家庭のプライバシーにかかわりますので選考方法・理由等には一切お答えできません。

(イ) 一家庭から複数の生徒が推薦されるとは限りません。

## 記

### (1) 家計について

生計を維持する者が、以下の①、②のいずれかに該当し（社会的養護を必要とする生徒等の場合は、③に該当すること）、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

- ①市区町村民税所得割を課されていないこと（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること）
- ②生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）
- ③以下（注）の施設等に入所していること（生徒等が18歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる）こと）

（注）社会的養護を必要とする生徒等とは、申込時に以下の施設等に入所等している（生徒等が18歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる））生徒等をいう。

- ①児童養護施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条に規定する施設）
- ②児童心理治療施設（同法第43条の2に規定する施設）
- ③児童自立支援施設（同法第44条に規定する施設）
- ④児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者（同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者）

- ⑤小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を営む者（同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者）
- ⑥里親（同法第6条の4に規定する者）

## （2）人物について

以下の全てに該当すること

- ①進学が目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望がある
- ②校則を遵守し、生徒にふさわしい学校生活を送っている
- ③学校生活、学校行事、課題研究等において他の生徒と協力するなど、十分な協調性を備えている

## （3）健康について

以下のいずれかに該当すること

- ①定期又は臨時の健康診断等により、概ね健康であると認められる
- ②心身に障害や疾病がある場合であっても修学に耐えられると見込まれる

## （4）学力及び資質について

本校の教育目標に照らして以下の①、②のいずれかに該当すること（社会的養護を必要とする生徒等（注）は③に該当すること）

- ①以下のア、イいずれかに該当する

ア：調査書における学校成績概評が「A」（評定平均値 4.3 以上 5 以下）に該当する

イ：上記に準じる学習成績を収め、直近の学習成績に著しい努力が認められる

- ②以下のア～エのいずれかに該当するか又は類似の活動が認められ、かつ、(i) か (ii) のいずれかに該当する

ア：課題研究に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる

イ：課外活動（部活動含む）に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる

ウ：生徒会の役員等を経験し、具体的な成果・成長が認められる

エ：ボランティア、地域活動等に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる

(i)：調査書における学校成績概評が概ね「B」（評定平均値 3.5 以上 4.2 以下）に該当する

(ii)：上記に準じる学習成績を収め、直近の学習成績に努力が認められる

- ③以下のいずれかに該当する

ア：評定平均値 3.5 以上の教科又は科目が 1 つ以上ある

イ：進学先での学修に対する意欲が認められる